

Internal newsletter Vol.45



定額減税

スタート!

給与明細の控除額表示について

6月より定額減税が始まりました。それに伴い、

今月から給与明細に減税前税額と定額減税額の項目を記載しております。ご確認ください。

①【所得税】=②減税前税額-③定額減税額

当月、実際に徴収した所得税金額を記載しています。

例) 本来支払う所得税 ②11,370円 - 定額減税 ③11,370円
= 今月の所得税徴収額 ① 0円

②【減税前税額】本来徴収されるべき所得税額

当月の給与所得額から算出した所得税額です。

③【定額減税額】当月減税処理をした金額

◎1人当たり累計3万円になるまで減税されます。

例) 6月に減税された金額 11,370円

30,000円 - (6月) 11,370円 = 7月以降繰り越す減税額 **18,630円**

残りの金額 18,630円は7月以降3万円に到達するまで減税処理を行います。

【注】扶養人数によって減税額は異なります。

給与明細(例)

控	除	そ
健康保険料	20,000	
介護保険料	0	
厚生年金保険	39,000	合
雇用保険料	1,000	
		差引支給
① 所得税	0	振
②(減税前税額)	11,370	
③(定額減税額)	11,370	
住民税	0	合
		現金支給
		現物支給
		累計支給
		社会保険
合計	60,000	所得

●● 住民税について ●●

住民税につきましては、今月の給与明細と一緒に住民税額の決定通知書を同封しておりますのでそちらをご確認下さい。

お知らせ

健康保険証が

マイナンバーカード(マイナ保険証)に移行されます!

令和6年12月2日より健康保険証の新規交付が停止され、マイナンバーカードを保険証(マイナ保険証)として利用することになります。現在の健康保険証につきましても令和7年12月2日から使用停止となります。



マイナ保険証≫移行スケジュール

- 令和6年12月2日に健康保険証廃止経過措置として令和7年12月1日までは使用可能
- 令和7年12月2日以降マイナ保険証完全移行

マイナンバーカードをまだ取得されていない方、マイナ保険証への利用登録がお済みでない方は、令和7年12月1日までに申請・利用登録をお願いいたします。被扶養者(ご家族)様分も合わせてご登録をお願いいたします。

『梅雨バテ』を予防しましょう

4月以降早くから暑い日が続きましたが、皆さんの体調はいかがでしょう? 平年より遅い梅雨入りで、ジメジメとしたこの時期は気圧が低くなり自律神経のバランスが乱れやすく、だるさ・むくみ・頭痛・下痢など体調が優れないという方も多いでしょう。適度な水分補給で、熱中症を予防するのももちろん自律神経を整えるために腸内環境を整えて『梅雨バテ』を予防しましょう。

【腸内環境を整える食材】

- 発酵食品: 納豆や味噌、ヨーグルト等
- 食物繊維: オクラ、海藻類、もち麦、きのこ類、さつまいも、キャベツ等
- オリゴ糖: パナナ、玉ねぎ、はちみつ等

2024年度ストレスチェックにご協力頂きありがとうございました

今年度も全従業員の方からご提出いただきました。お忙しい中ご協力いただき有難うございました。結果につきましては、封書にてお配りさせて頂く予定です。

☆☆☆産業医・保健師面談☆☆☆

高ストレス者に該当された方へ、産業医または保健師との面談についてのご案内を別途ご自宅へ郵送させていただきますので是非ご活用ください。

ストレスチェックは毎年1回実施致します。

